

証券コード 7477  
平成24年6月11日

株 主 各 位

東京都多摩市関戸二丁目24番地27  
**ムラキ株式会社**  
代表取締役社長 古屋文男

## 第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討のうえ、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区市谷本村町4番1号  
ホテルグランドヒル市ヶ谷 瑠璃西  
(末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。)
3. 会議の目的事項  
報告事項
  1. 第54期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第54期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
- 決議事項  
第1号議案 剰余金の配当の件  
第2号議案 取締役4名選任の件  
第3号議案 当社株式等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件  
各議案の概要は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.muraki.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災及び原発事故による混乱から震災復興需要が堅調に進み、金融緩和も相まって、持ち直しつつある株式市況など国内経済には回復傾向が見られるものの、海外経済においては中国経済の減速や欧州債務危機の再燃懸念から景気の不透明感は拭われぬまま推移しました。

このような状況下、当社グループの主力販売商品であるカーケア関連商品の販売先であるサービスステーション（略称：SS）業界においては、業界再編や経営統合も落ち着きを取り戻しつつある中、カーディーラーによる整備需要の困り込み、消費者の部品交換頻度の減少にガソリン価格の高騰が再来し、相変わらず厳しい市場環境が続いております。

この事業領域の閉塞感を打破すべく、下期から取組んだ新戦略構想「MURAKIプラス」その根幹施策である業界1,000軒の接触活動に、当社が得意とする企画提案営業を顧客のみならず広角的に発信することで、160軒にのぼる新規顧客の獲得に至りました。また、基本商品（オイルエレメント・ワイパーブレード・バッテリー・洗車機洗剤）の販売に地道に取り組みつつ、環境関連機器の売上も好調を維持したことから、前年比2.2%の増収となりました。

収益面においては、前期末から137百万円の在庫削減を実現し、コスト削減額は前期比83百万円に及びました。なお、その内訳は人件費39百万円、物件費27百万円、その他の経費16百万円などによるものです。また、高利率商材も堅調で営業利益、経常利益、当期利益とも大幅に業績予想を上回る結果となりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高9,074百万円（前年同期比2.2%増）、営業利益92百万円（前年同期の営業利益18百万円）経常利益106百万円（前年同期の経常利益50百万円）、法人税等40百万円を計上し、当期純利益65百万円（前年同期の純利益106百万円）となりました。

## (2) 企業集団及び会社の状況

当社グループは、当社及び子会社4社により構成されております。

当社グループの事業に係る位置付けは、次のとおりであります。

「カーケア関連商品販売」事業については、大手石油元売系列のSS主体にカーケア関連商品の販売と販売促進支援を行っております。

「その他」の事業については、下記の事業内容の区分と同一であります。

### ① 企業集団の主要な事業内容

| 事業の種類別<br>セグメントの名称 | 事業の内容                                            | 会社名             |
|--------------------|--------------------------------------------------|-----------------|
| カーケア関連商品販売         | 自動車補修部品、自動車ケミカル、サービスステーション備品、販売促進物ギフト、自動車内小物等の販売 | ムラキ株式会社         |
| その他                | 自動車ボディメンテナンス関連資材・機材の販売等、看板・チラシ等の促進物の企画・制作        | 株式会社テックコーポレーション |
|                    | 自動車の販売及び整備                                       | 山梨ムラキ自動車株式会社    |
|                    | 保険・旅行の代理業務、金券・チケットの販売、自動車の賃貸                     | 株式会社ムラキ・エージェンシー |
|                    | グループ会社の社員教育・金融事業                                 | ムラキ協力事業協同組合     |

### ② 企業集団の事業別売上高

| 事業の種類別売上高  | 第53期<br>(平成23年3月期) | 第54期<br>(平成24年3月期) | 前期比             |
|------------|--------------------|--------------------|-----------------|
| カーケア関連商品販売 | (千円)<br>8,679,282  | (千円)<br>8,894,582  | (千円)<br>215,300 |
| その他        | 326,758            | 308,972            | △17,786         |
| 合計         | 9,006,041          | 9,203,550          | 197,509         |

(注) 上記の金額は、セグメント間の取引については、相殺消去しておりません。

## (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中における設備投資については、特記すべき事項はありません。

## (4) 資金調達の状況

株式会社三井住友銀行を引受人とする第1回無担保変動利付社債により100百万円。

株式会社商工組合中央金庫より250百万円の長期借入及び株式会社都民銀行より100百万円の短期借入をおこないました。

## (5) 対処すべき課題

当連結会計年度は、「事業の経過及びその成果」に記載のとおり、高利率商材も堅調で営業利益、経常利益ともに業績予想を上回り、当期利益を確保するに至りました。今後はより強靱な企業体質の充実を図るため、当社グループは引き続き次に掲げる課題を認識し、その克服に継続的に取り組んでまいります。

- ① 永続的な収益確保のために、リスクの分散を重要課題とみなし、販売先及び商品の多方面への供給によりリスク軽減を図ります。
- ② 継続的な売上成長に必要な新市場の創造と新規事業の創出に対し、積極的な資源投入を敢行します。
- ③ 社内各部門の業務手順や部門間の連携を再点検すると共に、業務基幹システムの最大限の活用により業務の効率化を図ります。
- ④ 企業のたゆまぬ発展には次世代の経営幹部をはじめ人材の育成は不可欠要素と考え、マネジメントとコミュニケーションのレベル向上を教育理念の柱に据え、全社員に成長のためのステージを提供します。

これらの活動を通じて、平成27年度を最終年度とする中期経営計画に掲げる企業体質に向かい勇気と情熱をもって意欲的に行動いたします。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 項目         | 単位 | 第51期<br>(平成21年3月期) | 第52期<br>(平成22年3月期) | 第53期<br>(平成23年3月期) | 第54期<br>(平成24年3月期) |
|------------|----|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 売上高        | 千円 | 10,440,128         | 9,528,384          | 8,880,426          | 9,074,833          |
| 経常利益       | 千円 | 11,006             | 74,582             | 50,879             | 106,886            |
| 当期純利益      | 千円 | 16,729             | 14,817             | 106,741            | 65,274             |
| 1株当たり当期純利益 | 円  | 1.32               | 1.17               | 7.78               | 4.44               |
| 総資産        | 千円 | 4,006,792          | 3,827,821          | 3,664,569          | 3,955,077          |
| 純資産        | 千円 | 1,983,975          | 1,994,746          | 2,173,967          | 2,236,270          |
| 1株当たり純資産額  | 円  | 156.23             | 157.08             | 147.90             | 152.14             |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 項目         | 単位 | 第51期<br>(平成21年3月期) | 第52期<br>(平成22年3月期) | 第53期<br>(平成23年3月期) | 第54期<br>(平成24年3月期) |
|------------|----|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 売上高        | 千円 | 10,007,152         | 9,168,309          | 8,679,282          | 8,894,582          |
| 経常利益       | 千円 | 7,149              | 81,052             | 59,471             | 119,357            |
| 当期純利益      | 千円 | 14,803             | 17,633             | 87,694             | 78,555             |
| 1株当たり当期純利益 | 円  | 1.17               | 1.39               | 6.39               | 5.34               |
| 総資産        | 千円 | 3,950,225          | 3,752,856          | 3,585,859          | 3,888,801          |
| 純資産        | 千円 | 1,941,077          | 1,954,664          | 2,114,838          | 2,190,423          |
| 1株当たり純資産額  | 円  | 152.85             | 153.92             | 143.88             | 149.02             |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名             | 資本金          | 当社の出資比率  | 主要な事業内容                       |
|-----------------|--------------|----------|-------------------------------|
| 株式会社テックコーポレーション | 千円<br>70,000 | %<br>100 | 自動車関連用品の販売、販促物の企画             |
| 山梨ムラキ自動車株式会社    | 50,000       | 100      | 自動車の販売及び整備                    |
| 株式会社ムラキ・エージェンシー | 10,000       | 100      | 損害保険、生命保険代理業、旅行代理業、金券・チケットの販売 |
| ムラキ協力事業協同組合     | 7,500        | 100      | グループ会社の社員教育・金融事業              |

## (8) 主要な営業所及び工場

〈当社〉 ①本社 東京都多摩市関戸二丁目24番地27

②支店・営業所・出張所・物流センター

| 店 | 舗 | 名 | 所 | 在 | 地      | 店 | 舗 | 名 | 所 | 在 | 地      |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|--------|---|---|---|---|---|--------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北 | 海 | 道 | 支 | 店 | 札幌市白石区 |   | 中 | 部 | 支 | 店 | 名古屋市緑区 |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 東 | 北 | 支 | 店 | 東 | 北      | 支 | 店 | 仙 | 台 | 市 | 若      | 林 | 区 |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   | 青 | 森      | 営 | 業 | 所 | 青 | 森 | 市      |   |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   | 秋 | 田      | 大 | 館 | 出 | 張 | 所 | 大      | 館 | 市 |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   | 八 | 戸      | 出 | 張 | 所 | 八 | 戸 | 市      |   |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   | 盛 | 岡      | 営 | 業 | 所 | 盛 | 岡 | 市      |   |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   | 仙 | 台      | 営 | 業 | 所 | 仙 | 台 | 市      | 若 | 林 | 区 |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   | 山 | 形      | 営 | 業 | 所 | 山 | 形 | 市      |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 北 | 関 | 東 | 支 | 店 | 北      | 関 | 東 | 支 | 店 | 宇 | 都      | 宮 | 市 |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   | 水      | 戸 | 営 | 業 | 所 | 水 | 戸      | 市 |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   | 土      | 浦 | 営 | 業 | 所 | 土 | 浦      | 市 |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   | 宇      | 都 | 宮 | 営 | 業 | 所 | 宇      | 都 | 宮 | 市 |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   | 高      | 崎 | 営 | 業 | 所 | 高 | 崎      | 市 |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   | 新      | 潟 | 営 | 業 | 所 | 新 | 潟      | 市 |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   | 京      | 都 | 三 | 鷹 | 市 |   |        |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 首 | 都 | 圏 | 支 | 店 | 川      | 口 | 営 | 業 | 所 | 川 | 口      | 市 |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   | 川      | 越 | 営 | 業 | 所 | 川 | 越      | 市 |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   | 千      | 葉 | 営 | 業 | 所 | 四 | 街      | 道 | 市 |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   | 市      | 原 | 営 | 業 | 所 | 市 | 原      | 市 |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   | 松      | 戸 | 営 | 業 | 所 | 松 | 戸      | 市 |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   | 東      | 京 | 営 | 業 | 所 | 東 | 京      | 都 | 三 | 鷹 | 市 |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   | 西      | 東 | 京 | 営 | 業 | 所 | 東      | 京 | 都 | 八 | 王 | 子 | 市 |   |   |
| 南 | 関 | 東 | 支 | 店 | 南      | 関 | 東 | 支 | 店 | 横 | 浜      | 市 | 瀬 | 谷 | 区 |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   | 横      | 浜 | 営 | 業 | 所 | 横 | 浜      | 市 | 瀬 | 谷 | 区 |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   | 小      | 田 | 原 | 営 | 業 | 所 | 小      | 田 | 原 | 市 |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   | 沼      | 津 | 出 | 張 | 所 | 静 | 岡      | 県 | 駿 | 東 | 郡 |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   | 静      | 岡 | 営 | 業 | 所 | 静 | 岡      | 市 |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   | 浜      | 松 | 営 | 業 | 所 | 浜 | 松      | 市 |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   | 甲      | 府 | 営 | 業 | 所 | 甲 | 府      | 市 |   |   |   |   |   |   |   |
| 中 | 部 | 支 | 店 | 中 | 部      | 支 | 店 | 名 | 古 | 屋 | 市      | 緑 | 区 |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   | 名 | 古      | 屋 | 営 | 業 | 所 | 名 | 古      | 屋 | 市 | 緑 | 区 |   |   |   |   |
|   |   |   |   | 名 | 古      | 屋 | 東 | 出 | 張 | 所 | 豊      | 川 | 市 |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   | 小 | 牧      | 出 | 張 | 所 | 小 | 牧 | 市      |   |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   | 津 | 営      | 業 | 所 | 津 | 市 |   |        |   |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   | 富 | 山      | 営 | 業 | 所 | 富 | 山 | 市      |   |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   | 金 | 沢      | 営 | 業 | 所 | 金 | 沢 | 市      |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 西 | 日 | 本 | 支 | 店 | 西      | 日 | 本 | 支 | 店 | 東 | 大      | 阪 | 市 |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   | 大      | 阪 | 営 | 業 | 所 | 東 | 大      | 阪 | 市 |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   | 京      | 都 | 出 | 張 | 所 | 京 | 都      | 市 | 伏 | 見 | 区 |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   | 姫      | 路 | 営 | 業 | 所 | 姫 | 路      | 市 |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   | 広      | 島 | 営 | 業 | 所 | 広 | 島      | 市 | 安 | 佐 | 南 | 区 |   |   |   |
|   |   |   |   |   | 岡      | 山 | 出 | 張 | 所 | 岡 | 山      | 市 |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   | 高      | 松 | 営 | 業 | 所 | 高 | 松      | 市 |   |   |   |   |   |   |   |
| 九 | 州 | 支 | 店 | 德 | 島      | 出 | 張 | 所 | 德 | 島 | 市      |   |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   | 松 | 山      | 出 | 張 | 所 | 松 | 山 | 市      |   |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   | 九 | 州      | 支 | 店 | 福 | 岡 | 市 | 博      | 多 | 区 |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   | 福 | 岡      | 営 | 業 | 所 | 福 | 岡 | 市      | 博 | 多 | 区 |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   | 北 | 九      | 州 | 出 | 張 | 所 | 北 | 九      | 州 | 市 | 小 | 倉 | 南 | 区 |   |   |
|   |   |   |   | 長 | 崎      | 出 | 張 | 所 | 長 | 崎 | 県      | 西 | 彼 | 杵 | 郡 |   |   |   |   |
|   |   |   |   | 熊 | 本      | 出 | 張 | 所 | 熊 | 本 | 市      |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 物 | 流 | セ | ン | タ | ー      | 鹿 | 児 | 島 | 営 | 業 | 所      | 鹿 | 児 | 島 | 市 |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   |        | 宮 | 崎 | 出 | 張 | 所 | 宮      | 崎 | 市 |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   |        | 九 | 州 | 支 | 店 | 福 | 岡      | 市 | 博 | 多 | 区 |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   |        | 福 | 岡 | 営 | 業 | 所 | 福      | 岡 | 市 | 博 | 多 | 区 |   |   |   |
|   |   |   |   |   |        | 北 | 九 | 州 | 出 | 張 | 所      | 北 | 九 | 州 | 市 | 小 | 倉 | 南 | 区 |
|   |   |   |   |   |        | 長 | 崎 | 出 | 張 | 所 | 長      | 崎 | 県 | 西 | 彼 | 杵 | 郡 |   |   |
|   |   |   |   |   |        | 熊 | 本 | 出 | 張 | 所 | 熊      | 本 | 市 |   |   |   |   |   |   |
| 南 | 関 | 東 | 支 | 店 | 南      | 関 | 東 | 支 | 店 | 横 | 浜      | 市 | 瀬 | 谷 | 区 |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   | 横      | 浜 | 営 | 業 | 所 | 横 | 浜      | 市 | 瀬 | 谷 | 区 |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   | 小      | 田 | 原 | 営 | 業 | 所 | 小      | 田 | 原 | 市 |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   | 沼      | 津 | 出 | 張 | 所 | 静 | 岡      | 県 | 駿 | 東 | 郡 |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   | 静      | 岡 | 営 | 業 | 所 | 静 | 岡      | 市 |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   | 浜      | 松 | 営 | 業 | 所 | 浜 | 松      | 市 |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   | 甲      | 府 | 営 | 業 | 所 | 甲 | 府      | 市 |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   |        | 関 | 東 | 物 | 流 | セ | ン      | タ | ー | 埼 | 玉 | 県 | 児 | 玉 | 郡 |
|   |   |   |   |   |        | 関 | 西 | 物 | 流 | セ | ン      | タ | ー | 兵 | 庫 | 県 | 姫 | 路 | 市 |

## (9) 企業集団及び当社の従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

| 区 分       | 従 業 員 数 | 前連結会計年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|-----------|---------|-------------|---------|--------|
| 男 性       | 191名    | △9名         | 40.70歳  | 13.90年 |
| 女 性       | 23      | △1          | 42.18   | 11.77  |
| 合 計 ・ 平 均 | 214     | △10         | 40.89   | 13.74  |

- (注) 1. △は減員を示しております。  
2. 上記のほか、臨時従業員が月平均58名おります。  
3. 出向者3名、新事業・M&Aを中心とした業務が含まれております。

### ② 当社の従業員の状況

| 区 分       | 従 業 員 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|-----------|---------|-----------|---------|--------|
| 男 性       | 190名    | △8名       | 40.70歳  | 14.02年 |
| 女 性       | 20      | △2        | 43.60   | 12.06  |
| 合 計 ・ 平 均 | 210     | △10       | 41.00   | 14.01  |

- (注) 1. △は減員を示しております。  
2. 上記のほか、臨時従業員が月平均55名おります。  
3. 出向者3名、新事業・M&Aを中心とした業務が含まれております。

## (10) 主要な借入先の状況

| 借 入 先                   | 借 入 金 残 高 |
|-------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 | 223,000千円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行     | 62,200    |
| 株 式 会 社 都 民 銀 行         | 45,800    |

## (11) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループといたしましては、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つとして認識し、業績に応じた継続的な利益配分を実施することを基本方針としております。

(12) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(13) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(14) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(15) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

50,000,000株

(2) 発行済株式の総数

14,700,000株

(自己株式924株を含む)

(3) 株主数

924名 (前期末比62名減)

(4) 大株主

| 株 主 名                      | 持 株 数               | 持 株 比 率            |
|----------------------------|---------------------|--------------------|
| 有 限 会 社 ド リ ー ム ・ ワ ー ク ス  | 2,550 <sup>千株</sup> | 17.34 <sup>%</sup> |
| 芝 川 洋                      | 2,500               | 17.00              |
| 村 木 裕                      | 1,123               | 7.63               |
| 大 阪 証 券 金 融 株 式 会 社        | 987                 | 6.71               |
| エ イ ケ ン 工 業 株 式 会 社        | 460                 | 3.12               |
| SOCIETE GENERALE NRA NODTT | 390                 | 2.65               |
| ム ラ キ 社 員 持 株 会            | 336                 | 2.28               |
| 岡 三 証 券 株 式 会 社            | 283                 | 1.92               |
| 志 茂 綾 子                    | 200                 | 1.36               |
| 高 橋 重 信                    | 160                 | 1.08               |



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 会社役員の状態

##### 取締役及び監査役の状態

| 地 位           | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                       |
|---------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 会 長     | 田 中 館 喬 | 株式会社ジェイ・フェイス代表取締役<br>有限会社ドリーム・ワークス取締役<br>株式会社セイカケン代表取締役<br>株式会社テックコーポレーション取締役 |
| 代 表 取 締 役 社 長 | 古 屋 文 男 | 株式会社ムラキ・エージェンシー代表取締役社長                                                        |
| 常 務 取 締 役     | 永 井 清 美 | 営業本部長<br>株式会社テックコーポレーション取締役                                                   |
| 取 締 役         | 関 富 直 彦 | 管理本部長<br>株式会社テックコーポレーション代表取締役社長                                               |
| 常 勤 監 査 役     | 吉 田 誠   |                                                                               |
| 監 査 役         | 加 藤 全 彦 |                                                                               |
| 監 査 役         | 川 口 幸 信 | 税理士、税理士法人川口税務会計事務所代表社員<br>株式会社福岡エム・アンド・エーセンター代表取締役社長<br>株式会社アベックス社外取締役        |

- (注) 1. 取締役のうち田中館喬氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち加藤全彦氏及び川口幸信氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、監査役川口幸信氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。
4. 社外監査役川口幸信氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼務の状況及び当社と当該法人との関係

取締役田中館喬氏は株式会社ジェイ・フェイス代表取締役、有限会社ドリーム・ワークス取締役及び株式会社セイカケン代表取締役であり、同社は当社との間に重要な取引関係はありません。

監査役川口幸信氏は、税理士法人川口税務会計事務所代表社員、株式会社福岡エム・アンド・エーセンター代表取締役社長及び株式会社アペックス社外取締役であります。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。

### ② 主な活動状況

| 区 分                | 氏 名     | 出 席 状 況 及 び 発 言 状 況                                                        |
|--------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役<br>( 非 常 勤 ) | 田 中 館 喬 | 当期開催の取締役会12回のうち12回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                               |
| 監 査 役<br>( 非 常 勤 ) | 加 藤 全 彦 | 当期開催の取締役会12回のうち12回に出席し、また、当期開催の監査役会12回のうち12回出席し、社外での経験や専門的見地からの発言を行っております。 |
| 監 査 役<br>( 非 常 勤 ) | 川 口 幸 信 | 当期開催の取締役会12回のうち11回出席し、また、当期開催の監査役会12回のうち12回出席し、税理士としての専門的見地からの発言を行っております。  |

### ③ 責任限定契約の内容

当社は社外役員全員と会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

## (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区分                 | 員数         | 報酬等の額                    |
|--------------------|------------|--------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 4名<br>(1名) | 千円<br>65,640<br>(18,000) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名) | 15,360<br>(6,160)        |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 7名<br>(3名) | 81,000<br>(24,160)       |

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

リンクス有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

(単位：千円)

|                                        |        |
|----------------------------------------|--------|
| 1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 23,800 |
| 2. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 23,800 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、1.の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

### (3) 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である「リンクス有限責任監査法人」とは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第427条第1項の最低責任限度額であります。

リンクス有限責任監査法人が善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の都合による場合の他、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、監査役会は、その事実に基づき会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、当社監査役会規程に則り会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役・従業員は、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、各分掌に従い、担当する部署の内部統制を整備し、必要な規則の制定及び周知徹底を図ると共に、必要事項については取締役会の決裁を受けるものとしています。
- ② 体制の整備、諸規定の見直し、実施状況、問題点の把握を行うため、内部統制担当取締役を設置しております。併せて内部監査室の強化を図ります。
- ③ コンプライアンス遵守の観点に立ち、企業倫理行動規範を制定、総務人事部を事務局として、各職場単位で部門責任者を責任者として定着化のための教育・定着状況をチェックすることとしております。

### (2) 取締役の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る各種の記録として、株主総会・取締役会議事録・稟議書・契約書は、文書管理規程に基づき作成、保存、管理しております。
- ② 全社並びに、事業部門単位の業務実績については、月次、年次単位で作成し、経理部において保存管理しております。
- ③ その他の執行に係る情報、記録については、総務人事部において作成、保存、管理基準を定め、取締役・監査役が必要に応じて閲覧可能な体制とします。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務の執行は、取締役会規程、職務権限規程、稟議規程を遵守し、所定の決裁承認を受けた上で行うこととし、監査役・内部監査室は遵守状況を定期的にチェックし改善策を指示します。
- ② 今後想定されるリスクについては、コンプライアンス規程とは別途に、部門単位での想定されるリスクの明確化と対処法を作成し、重要事項については取締役会決議により規程の制定を図るものとしています。

### (4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

組織及び職務分掌規程、職務権限に基づき役割、権限の明確化を図ると共に、取締役会規程に基づき、付議事項を定めております。また、執行役員制度を導入、業務執行の迅速化を図ると共に、月1回の取締役・執行役員での取締役会において、重要事項の決定、業務報告を行い共有化を図っております。

- (5) 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① グループ子会社については、関係会社管理規程に基づき、管理部門管掌取締役を統括責任者として任命、グループ子会社の業務執行方針、予算、業況等のチェックを行っており、重要事項については、当社代表取締役社長の決裁、取締役会付議を行うこととしております。
  - ② グループ子会社の就業規則その他の規程は、子会社特有の事項を除き、親会社の規程を準用することとしております。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、内部監査室に属する使用人を兼務として選任、監査役から指示がある場合は、指示に従い選任します。
  - ② 前記補助者の独立性を確保するため、当該使用人の異動等の人事に関する決定は、監査役会の事前同意を得るものとします。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役・執行役員及び使用人は職務執行に関して重大な法律・定款、内部規定違反もしくは、不正行為の発生または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知っていた時は、監査役に報告するものとします。  
また、内部監査の実施状況についてもその結果を監査役に報告するものとします。
  - ② 監査役は、必要と認めた時は取締役・執行役員及び使用人に対して事業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査することができるものとします。また、代表取締役社長は、監査役会と定期的な会合を開催するものとします。
- (8) 会社の支配に関する基本方針
- 当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要は以下のとおりであります。

#### 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させることを可能とする者である必要があると考えております。

当社は株式の大量の買付であっても、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の

移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意見に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社にとっては、お客様との強い絆の維持が当社の成長を支えており、また今後の成長を支え続けるものであります。ひいては、株主の皆様の利益に繋がるものであると確信しております。こうしたお客様との強い絆が当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる必要があると考えております。

- (注) 本対応策は平成24年6月26日開催予定の定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了することから、平成24年4月26日開催の取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、継続することを決定いたしました。詳細につきましては、本株主総会招集ご通知のかかる株主総会参考書類第3号議案（40頁から62頁）をご覧ください。

---

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額       | 科 目               | 金 額       |
|-------------|-----------|-------------------|-----------|
| ( 資 産 の 部 ) |           | ( 負 債 の 部 )       |           |
| 流 動 資 産     | 2,766,842 | 流 動 負 債           | 1,216,711 |
| 現金及び預金      | 1,026,654 | 支払手形及び買掛金         | 817,216   |
| 受取手形及び売掛金   | 1,032,627 | 1年内償還予定の社債        | 33,000    |
| 商 品         | 640,447   | 1年内返済予定の長期借入金     | 163,200   |
| そ の 他       | 71,245    | 短 期 借 入 金         | 45,800    |
| 貸倒引当金       | △4,131    | 未払法人税等            | 46,935    |
| 固 定 資 産     | 1,188,234 | リ ー ス 債 務         | 602       |
| 有 形 固 定 資 産 | 592,499   | 賞 与 引 当 金         | 18,000    |
| 建物及び構築物     | 112,295   | そ の 他             | 91,956    |
| 機械装置及び運搬具   | 6,962     | 固 定 負 債           | 502,095   |
| 土 地         | 438,325   | 社 債               | 50,500    |
| リ ー ス 資 産   | 1,293     | 長 期 借 入 金         | 122,000   |
| そ の 他       | 33,622    | リ ー ス 債 務         | 778       |
| 無 形 固 定 資 産 | 92,990    | 退 職 給 付 引 当 金     | 299,543   |
| 投資その他の資産    | 502,745   | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 | 10,240    |
| 投資有価証券      | 45,095    | そ の 他             | 19,033    |
| 差入保証金       | 399,407   | 負 債 合 計           | 1,718,806 |
| そ の 他       | 79,346    | ( 純 資 産 の 部 )     |           |
| 貸倒引当金       | △21,103   | 株 主 資 本           | 2,243,631 |
| 資 産 合 計     | 3,955,077 | 資 本 金             | 1,910,700 |
|             |           | 資 本 剰 余 金         | 88,604    |
|             |           | 利 益 剰 余 金         | 244,534   |
|             |           | 自 己 株 式           | △208      |
|             |           | その他の包括利益累計額       | △7,360    |
|             |           | その他有価証券評価差額金      | △7,360    |
|             |           | 純 資 産 合 計         | 2,236,270 |
|             |           | 負 債 ・ 純 資 産 合 計   | 3,955,077 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 9,074,833 |
| 売 上 原 価                 | 6,559,302 |
| 売 上 総 利 益               | 2,515,530 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 2,423,040 |
| 営 業 利 益                 | 92,489    |
| 営 業 外 収 益               |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 4,223     |
| 仕 入 割 引                 | 21,090    |
| 不 動 産 賃 貸 料             | 1,902     |
| 受 取 手 数 料               | 6,408     |
| そ の 他                   | 3,288     |
| 営 業 外 費 用               |           |
| 支 払 利 息                 | 7,719     |
| 手 形 売 却 損               | 5,369     |
| 社 債 発 行 費 償 却           | 1,959     |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額         | 3,354     |
| そ の 他                   | 4,113     |
| 経 常 利 益                 | 106,886   |
| 特 別 損 失                 |           |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 969       |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益   | 105,916   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 40,642    |
| 当 期 純 利 益               | 65,274    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

|         |           |
|---------|-----------|
| 株主資本    |           |
| 資本金     |           |
| 当期首残高   | 1,910,700 |
| 当期変動額   |           |
| 当期変動額合計 | —         |
| 当期末残高   | 1,910,700 |
| 資本剰余金   |           |
| 資本準備金   |           |
| 当期首残高   | 88,604    |
| 当期変動額   |           |
| 当期変動額合計 | —         |
| 当期末残高   | 88,604    |
| 利益剰余金   |           |
| 利益準備金   |           |
| 当期首残高   | 179,260   |
| 当期変動額   |           |
| 当期純利益   | 65,274    |
| 当期変動額合計 | 65,274    |
| 当期末残高   | 244,534   |
| 自己株式    |           |
| 当期首残高   | △208      |
| 当期変動額   |           |
| 当期変動額合計 | —         |
| 当期末残高   | △208      |

(単位：千円)

|                     |                  |
|---------------------|------------------|
| 株主資本合計              |                  |
| 当期首残高               | 2,178,357        |
| 当期変動額               |                  |
| 当期純利益               | 65,274           |
| 当期変動額合計             | <u>65,274</u>    |
| 当期末残高               | <u>2,243,631</u> |
| その他の包括利益累計額         |                  |
| その他有価証券評価差額金        |                  |
| 当期首残高               | △4,389           |
| 当期変動額               |                  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | <u>△2,971</u>    |
| 当期変動額合計             | <u>△2,971</u>    |
| 当期末残高               | <u>△7,360</u>    |
| 純資産合計               |                  |
| 当期首残高               | 2,173,967        |
| 当期変動額               |                  |
| 当期純利益               | 65,274           |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | <u>△2,971</u>    |
| 当期変動額合計             | <u>62,303</u>    |
| 当期末残高               | <u>2,236,270</u> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数 4社

株式会社テックコーポレーション、山梨ムラキ自動車株式会社、株式会社ムラキエージェンシー及びムラキ協力事業協同組合であります。

##### ② 非連結子会社はありません。

#### (2) 連結子会社の事業年度に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は連結決算日と一致しております。

#### (3) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの … 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの … 移動平均法による原価法を採用しております。

###### ロ デリバティブの評価基準及び評価方法

###### a. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

###### b. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

###### ハ たな卸資産

商品

当社及び連結子会社は主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を、採用しております。

##### ニ 繰延資産の処理方法

社債発行費 …………… 支出時に全額費用として処理しております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ 有形固定資産 …………… 定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

###### ロ 無形固定資産 …………… 定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法としております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ 賞与引当金…………… 従業員の賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ハ 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
数理計算上の差異は、発生した連結会計年度の費用として処理しております。
- ニ 役員退職慰労引当金 … 役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- イ リース取引の処理法  
リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ロ 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)」を適用しております。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

##### 担保に供している資産

|         |           |
|---------|-----------|
| 現金及び預金  | 22,000千円  |
| 建物及び構築物 | 126,656千円 |
| 土地      | 438,325千円 |
| 投資有価証券  | 26,270千円  |
| 計       | 613,251千円 |

##### 担保に係る債務の金額

|               |           |
|---------------|-----------|
| 支払手形及び買掛金     | 79,867千円  |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 163,200千円 |
| 長期借入金         | 122,000千円 |
| 計             | 365,067千円 |

#### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

828,330千円

#### (3) 受取手形割引高

240,325千円

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 14,700,000株

#### (2) 配当に関する事項

##### ① 配当金支払額

該当事項はありません。

##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議                  | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当の資源 | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|---------------------|-------|----------------|-------|---------------------|------------|------------|
| 平成24年6月26日<br>定時主総会 | 普通株式  | 29,398         | 利益剰余金 | 2                   | 平成24年3月31日 | 平成24年6月27日 |

### 5. 金融商品に関する注記

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達です。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握する事が極めて困難と認められるものは含まれておりません。

|                   | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|-------------------|--------------------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金        | 1,026,654          | 1,026,654 | —       |
| (2) 受取手形及び売掛金     | 1,032,627          | 1,032,627 | —       |
| (3) 投資有価証券        | 37,131             | 37,131    | —       |
| 資産計               | 2,096,412          | 2,096,412 | —       |
| (1) 支払手形及び買掛金     | 817,216            | 817,216   | —       |
| (2) 1年内償還予定の社債    | 33,000             | 33,000    | —       |
| (3) 1年内返済予定の長期借入金 | 163,200            | 163,200   | —       |
| (4) 短期借入金         | 45,800             | 45,800    | —       |
| (5) 社債            | 50,500             | 50,747    | 247     |
| (6) 長期借入金         | 122,000            | 117,723   | △4,276  |
| 負債計               | 1,231,716          | 1,227,688 | △4,027  |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## 資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

## 負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 1年内償還予定の社債、(3) 1年内返済予定長期借入金、

- (4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 社債、(6) 長期借入金

社債及び長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

### 2. 時価を把握する事が極めて困難と認められる金融商品

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 (千円) |
|-------|-----------------|
| 非上場株式 | 7,300           |

### 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算後の償還予定額

|           | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|-----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金    | 1,026,654    | —                   | —                    | —            |
| 受取手形及び売掛金 | 1,032,627    | —                   | —                    | —            |
| 投資有価証券    | —            | —                   | —                    | —            |
| 合計        | 2,059,281    | —                   | —                    | —            |

### 6. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

### 7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額

152円14銭

- (2) 1株当たり当期純利益

4円44銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。



# 会計監査人監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成24年 5月21日

ムラキ株式会社  
取締役会 御中

リンクス有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 船 津 雅 弘 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 邊 慎 太 郎 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ムラキ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ムラキ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
|--------------------|------------------|------------------------|------------------|
| <b>( 資 産 の 部 )</b> |                  | <b>( 負 債 の 部 )</b>     |                  |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>2,753,749</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>1,197,061</b> |
| 現金及び預金             | 970,593          | 支払手形                   | 301,155          |
| 受取手形               | 48,979           | 買掛金                    | 509,228          |
| 売掛金                | 979,275          | 1年内償還予定の社債             | 33,000           |
| 商貯蔵品               | 616,972          | 1年内返済予定長期借入金           | 163,200          |
| 前渡金                | 1,617            | 短期借入金                  | 45,800           |
| 前払費用               | 6,414            | 未払金                    | 39,304           |
| 未収入金               | 18,015           | 未払費用                   | 39,304           |
| 関係会社短期貸付金          | 28,865           | 未払法人税等                 | 9,712            |
| その他の金              | 72,486           | 前受金                    | 46,155           |
| 貸倒引当金              | 14,717           | 預り金                    | 3,421            |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>△4,189</b>    | 賞与引当金                  | 5,631            |
| <b>有形固定資産</b>      | <b>1,135,051</b> | その他の                   | 18,000           |
| 有形固定資産             | 590,760          | <b>固 定 負 債</b>         | <b>501,316</b>   |
| 建物                 | 111,848          | 社債                     | 50,500           |
| 構築物                | 446              | 長期借入金                  | 122,000          |
| 機械及び装置             | 3,821            | 退職給付引当金                | 299,543          |
| 車両運搬具              | 3,140            | 役員退職慰労引当金              | 10,240           |
| 工具器具備品             | 33,177           | その他の                   | 19,033           |
| 土地                 | 438,325          | <b>負 債 合 計</b>         | <b>1,698,377</b> |
| <b>無形固定資産</b>      | <b>92,226</b>    | <b>( 純 資 産 の 部 )</b>   |                  |
| ソフトウェア             | 69,433           | <b>株 主 資 本</b>         | <b>2,197,783</b> |
| 電話加入権              | 22,793           | 資本金                    | 1,910,700        |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>452,064</b>   | 資本剰余金                  | 88,604           |
| 投資有価証券             | 44,431           | 資本準備金                  | 88,604           |
| 関係会社株              | 13,502           | 利益剰余金                  | 198,687          |
| 出資金                | 4,224            | 繰越利益剰余金                | 198,687          |
| 関係会社長期貸付金          | 232,738          | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△208</b>      |
| 破産更生債権等            | 3,212            | 評価・換算差額等               | △7,360           |
| 長期前払費用             | 467              | その他の有価証券評価差額金          | △7,360           |
| 差入保証金              | 391,408          | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>2,190,423</b> |
| 保険積立金              | 40,856           | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>3,888,801</b> |
| 会員の権               | 19,790           |                        |                  |
| その他の               | 11,274           |                        |                  |
| 貸倒引当金              | △309,841         |                        |                  |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>3,888,801</b> |                        |                  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 8,894,582 |
| 売 上 原 価                 | 6,417,672 |
| 売 上 総 利 益               | 2,476,909 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 2,384,065 |
| 営 業 利 益                 | 92,843    |
| 営 業 外 収 益               |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 5,595     |
| 仕 入 割 引                 | 21,090    |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額         | 6,798     |
| 受 取 手 数 料               | 6,408     |
| 不 動 産 賃 貸 収 入           | 1,902     |
| そ の 他                   | 3,761     |
|                         | 45,556    |
| 営 業 外 費 用               |           |
| 支 払 利 息                 | 7,408     |
| 手 形 売 却 損               | 5,369     |
| 社 債 利 息                 | 219       |
| 社 債 発 行 費 償 却           | 1,959     |
| そ の 他                   | 4,085     |
|                         | 19,042    |
| 経 常 利 益                 | 119,357   |
| 特 別 損 失                 |           |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 943       |
|                         | 943       |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 118,414   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 39,858    |
| 当 期 純 利 益               | 78,555    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

|          |           |
|----------|-----------|
| 株主資本     |           |
| 資本金      |           |
| 当期首残高    | 1,910,700 |
| 当期変動額    |           |
| 当期変動額合計  | —         |
| 当期末残高    | 1,910,700 |
| 資本剰余金    |           |
| 資本準備金    |           |
| 当期首残高    | 88,604    |
| 当期変動額    |           |
| 当期変動額合計  | —         |
| 当期末残高    | 88,604    |
| 資本剰余金合計  | 88,604    |
| 利益剰余金    |           |
| その他利益剰余金 |           |
| 当期首残高    | 120,131   |
| 当期変動額    |           |
| 当期純利益    | 78,555    |
| 当期変動額合計  | 78,555    |
| 当期末残高    | 198,687   |
| 利益剰余金合計  | 198,687   |
| 自己株式     |           |
| 当期首残高    | △208      |
| 当期変動額    |           |
| 当期変動額合計  | —         |
| 当期末残高    | △208      |

(単位：千円)

|                         |                  |
|-------------------------|------------------|
| 株主資本合計                  |                  |
| 当期首残高                   | 2,119,228        |
| 当期変動額                   |                  |
| 当期純利益                   | 78,555           |
| 当期変動額合計                 | <u>78,555</u>    |
| 当期末残高                   | <u>2,197,783</u> |
| 評価・換算差額等                |                  |
| その他有価証券評価差額金            |                  |
| 当期首残高                   | △4,389           |
| 当期変動額                   |                  |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | <u>△2,971</u>    |
| 当期変動額合計                 | <u>△2,971</u>    |
| 当期末残高                   | <u>△7,360</u>    |
| 純資産合計                   |                  |
| 当期首残高                   | 2,114,838        |
| 当期変動額                   |                  |
| 当期純利益                   | 78,555           |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | <u>△2,971</u>    |
| 当期変動額合計                 | <u>75,584</u>    |
| 当期末残高                   | <u>2,190,423</u> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

###### イ 子会社株式及び関連会社株式

…… 移動平均法による原価法を採用しております。

###### ロ その他有価証券

時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② デリバティブの評価基準及び評価方法

###### a. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

###### b. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

##### ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品 …… 当社は主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を、採用しております。

##### ④ 繰延資産の処理方法

社債発行費 …… 支出時に全額費用として処理しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産 …… 定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

##### ② 無形固定資産 …… 定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法としております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金 …… 従業員の賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。発生した事業年度の費用として処理しております。

- ③ 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
 数理計算上の差異は、発生した事業年度の費用として処理しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 … 役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給見込額を計上しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① リース取引の処理法  
 リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ② 消費税等の会計処理  
 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

|        |           |
|--------|-----------|
| 現金及び預金 | 22,000千円  |
| 建物     | 126,209千円 |
| 構築物    | 446千円     |
| 土地     | 438,325千円 |
| 投資有価証券 | 26,270千円  |
| 計      | 613,251千円 |

上記に対応する債務

|               |           |
|---------------|-----------|
| 買掛金           | 79,867千円  |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 163,200千円 |
| 長期借入金         | 122,000千円 |
| 計             | 365,067千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

821,463千円

(3) 保証債務

—千円

(4) 受取手形割引高

240,325千円

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権

72,572千円

長期金銭債権

232,738千円

### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高

47千円

仕入高

118,341千円

営業取引以外の取引高

1,735千円



## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

|                  |             |
|------------------|-------------|
| 当事業年度における発行株式の数  | 14,700,000株 |
| 当事業年度末における自己株式の数 |             |
| 普通株式             | 924株        |

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

|                |            |
|----------------|------------|
| 退職給付引当金        | 106,757千円  |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 110,050千円  |
| 外形標準課税         | 2,393千円    |
| 税務上の繰越欠損金      | 266,937千円  |
| 減損損失           | 229,543千円  |
| その他            | 68,716千円   |
| 繰延税金資産小計       | 784,398千円  |
| 評価性引当金         | △784,398千円 |
| 繰延税金資産合計       | —          |

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、次の通りです。

|                                    |         |
|------------------------------------|---------|
| (1) 当事業年度末におけるリース物件の取得価額相当額        | 2,275千円 |
| (2) 当事業年度末におけるリース物件の減価償却累計額相当額     | 2,199千円 |
| (3) 当事業年度末におけるリース物件の減損損失累計額相当額     | —千円     |
| (4) 当事業年度末におけるリース物件の未経過リース料期末残高相当額 | 75千円    |

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等  
該当事項はありません。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 149円02銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 5円34銭   |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

# 会計監査人監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成24年 5月21日

ムラキ株式会社

取締役会 御中

リンクス有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 船 津 雅 弘 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川 邊 慎 太 郎 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ムラキ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監査報告書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びリンクス有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内務統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人リンクス有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人リンクス有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月24日

ムラキ株式会社 監査役会  
常勤監査役 吉 田 誠 ㊟  
社外監査役 加 藤 全 彦 ㊟  
社外監査役 川 口 幸 信 ㊟

以 上

## 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

### 1. 議決権の代理行使の勧誘者

ムラキ株式会社

代表取締役社長 古屋 文男

### 2. 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当社の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金2円 総額29,398,000円

なお、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、普通株式1株につき金2円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月27日

#### 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)           | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------------------------|-----------------------------------------|----------------|
| 田中 舘 喬<br>(昭和22年7月21日生) | 平成7年8月 日本生涯教育協会会長                       | 千株<br>—        |
|                         | 平成15年3月 株式会社ジェイ・フェイス設立代表取締役（現任）         |                |
|                         | 平成19年3月 日本エイジマネージメント医療研究機構設立理事長<br>(現任) |                |
|                         | 平成19年6月 当社取締役<br>平成20年6月 当社取締役会長（現任）    |                |

| 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                       | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 古屋文男<br>(昭和23年3月10日生) | 昭和49年11月 当社(旧ムラキ部品株式会社)入社<br>平成16年7月 当社執行役員営業企画部長<br>平成17年12月 当社執行役員総務人事部長<br>平成19年6月 当社取締役<br>平成20年6月 当社取締役社長(現任)  | 千株<br>19       |
| 永井清美<br>(昭和37年7月14日生) | 昭和59年4月 当社(旧ムラキ部品株式会社)入社<br>平成16年11月 当社新事業推進部長<br>平成18年10月 当社直売部長<br>平成19年3月 当社執行役員販売部長<br>平成20年6月 当社常務取締役営業本部長(現任) | 千株<br>24       |
| 関富直彦<br>(昭和41年9月30日生) | 平成5年9月 当社入社<br>平成16年11月 当社西日本支店長<br>平成19年4月 当社販売副部長<br>平成20年6月 当社執行役員営業副部長<br>平成21年6月 当社取締役管理本部長(現任)                | 千株<br>17       |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 田中館喬氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者とする理由

田中館喬氏は、当社の取締役として、長年にわたる会社経営者としての経験に基づき意見・アドバイス等をいただけるものと判断しております。

なお田中館喬氏は、社外取締役に就任してからの年数は5年であります。

4. 当社は当社の社外取締役全員と会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

### 第3号議案 当社株式等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）導入の件

当社は、以下の「1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に記載したとおり、平成24年4月26日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を決定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入いたしました。

本プランの当初の有効期限は、本定時株主総会終結の時までとされ、本定時株主総会において本プランの継続について株主の皆様のご承認をいただく予定としておりましたことから、本議案において、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

なお、上記取締役会においては、本プランの導入につき取締役の全員一致で承認可決がなされるとともに、当社社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、本プランが適正に運用されることを条件に異議がない旨の意見が表明されております。

本プランの具体的な内容については、以下に記載のとおりです。

#### 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させることを可能とする者である必要があると考えております。

当社は株式の大量の買付であっても、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものと考えております。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社にとっては、お客様との強い絆の維持が当社の成長を支えており、また、今後の成長を支え続けるものであります。ひいては、株主の皆様の利益に繋がるものであると確信しております。こうしたお客様との強い絆が当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることとなります。



当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる必要があると考えております。

## 2. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

### (1) 経営理念及び経営の基本方針について

当社の経営理念は「人が好き、車が好き」を合言葉に「ヒューマンカーライフの創造を通じ社会に貢献する」ことを念じています。

又、経営の基本方針については

- ① サービスステーションでの自動車メンテナンス関連商品事業の拡大と拡充の実践活動を進めます
- ② 新規事業の創出と推進を進めます
- ③ 人財の開発と育成に取り組んでまいります

### (2) 企業価値の源泉について

当社は全国のサービスステーションを通じ、企業として担う公共的使命をはたしながら企業活動を行います。また、ステークホルダーとの信頼関係を保持し続けることが企業価値の源泉と考えます。

### (3) 中期経営計画に基づく取組み

#### 1) サービスステーション事業

全国のサービスステーション業界のシェア率30%確保に向けた営業活動を進めます。

「重点課題」

##### ① 営業拠点体制の確立

都市圏主体8支店40営業所100拠点体制を構築します

##### ② 石油元売商事部門との関係強化及び情報を共有化します

##### ③ 目標とする戦略に適した商品・企画の立案を推進します

#### 2) 新規事業

新事業領域リサーチと接触による開拓戦力を推進します

「重点課題」

##### ① 事業部体制を充実させます

##### ② 業務提携及びM&Aを具現化させます

### 3)人材開発と育成

「重点課題」

研修制度の充実

人材から人財への階層別社員教育をステージアップし、人財の確保を図ります

#### (4) コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーから信頼される企業となるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題として位置づけ、企業倫理と遵法を徹底するとともに、リスク管理を含めた内部統制システムを整備し、経営の効率性、透明性を確保しております。

当社は、監査役制度を採用しております。監査役3名のうち2名は社外監査であり、取締役会その他の重要な会議にも出席するほか、経営トップとも意見交換を行い、公正な経営監視体制をとっております。

平成16年6月より執行役員制度を導入しております。また、平成18年6月には経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更しました。

取締役会は、取締役4名（うち社外取締役1名）で構成され、重要な業務執行その他法定事項についての決定を行うほか、当社及び子会社の業務執行状況の報告を受け、監督を行っております。なお、取締役会には、執行役員も出席しております。

。

### 3. 本プランの導入の目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

当社取締役会は上記1、に記載した基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

なお、本プラン導入日現在、当社は当社株式についての大量買付行為（下記4.（2）「本プランの発動に係る手続」（a）に定義されます。以下、同じとします。）の具体的な提案を受けてはおりませんが、平成24年3月31日現在の当社の大株主の状況につきましては、別紙3に記載のとおりです。

4. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本プランの概要

(a) 本プランに係る手続の設定

本プランは、当社の株式の大量買付行為が行われる場合に、かかる大量買付行為を行おうとする者（下記（2）（a）に定める「買付者等」をいいます。）に対し、事前に当該大量買付行為に関する情報の提供を求め、当社が当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています。

(b) 新株予約権無償割当てと独立委員会の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく大量買付行為を行うなど、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合には、当社は、これに対抗する措置（以下「対抗措置」といいます。）として、当該買付者等及び一定の関係者（下記（4）（g）に定める「非適格者」をいいます。）による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該非適格者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記（4）「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割り当てます。

なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、当社取締役会又は取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則（その概要については別紙1ご参照）に従い、当社経営陣からの独立性の高い者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の判断を経るとともに、株主の皆様適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。また、当社取締役会は、これに加え、本プラン所定の場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。なお、独立委員会は、当社経営陣からの独立性の高い当社社外監査役等により構成されており、その委員の氏名、略歴は別紙2のとおりです。（独立委員会の委員の選任基準、決議要件及び決議事項については別紙1ご参照）。

当社経営陣からの独立性の高い当社社外監査役等により構成される独立委員会を利用することにより、当社取締役会による本プランの恣意的な発動や株主利益に反する発動が回避されるものと確信しております。

(c) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、非適格者以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または、当社による本新株予約権の取得と引換えに、非適格者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該非適格者の有する当社株式の議決権割合は最大で50%まで希釈される可能性があります（注1）。

(注1) かかる希釈率は、本新株予約権1個の目的である株式の数を最大値である1株とした場合を前提としたものであり、本新株予約権1個の目的である株式の数がこれより小さい場合には、より小さい数値となることがあります。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 本プランの対象となる大量買付行為

本プランは、次の①又は②もしくはこれらに類似する行為又はこれらの提案（注2）（以下「大量買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします（ただし、予め当社取締役会が同意した大量買付行為は、本プランの適用対象からは除外いたします。）。

大量買付行為を行い又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- ①当社が発行者である株券等（注3）について、保有者（注4）の株券等保有割合（注5）が20%以上となる買付等
- ②当社が発行者である株券等（注6）について、公開買付け（注7）を行う者の株券等所有割合（注8）及びその特別関係者（注9）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(注2) 「提案」は第三者に対する勧誘行為を含みます。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される「株券等」を意味します。本書において別段の定めがない限り同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）を含みます。本書において同じとします。

- (注5) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される「株券等保有割合」を意味します。この場合、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項において定義される「保有株券等の数」を意味します。）も計算上考慮されるものとします。本書において同じとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される「株券等」を意味します。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される「公開買付け」を意味します。本書において同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される「株券等所有割合」を意味します。本書において同じとします。
- (注9) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される「特別関係者」（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）を意味します、但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等には、大量買付行為の実施に先立ち、本プランの手續を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は押印を行った代表者の資格証明書（以下これらを併せて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。

意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている大量買付行為の概要等を明示していただきます。

なお、意向表明書及び下記（c）に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、株主の皆様の判断及び独立委員会の評価検討のために必要かつ十分な下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを、買付者等に交付いたします。買付者等には、本必要情報のリストに従い、本必要情報等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。当社取締役会及び独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる本必要情報を書面にて追加的に提出していただきます。

## 記

- ①買付者等及びそのグループ（共同保有（注10）、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ②当該大量買付行為の目的、方法及び内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性に関する情報等を含みます。）
- ③当該大量買付行為に関しての第三者との間の意思連絡の有無、その内容等
- ④当該大量買付行為の対価の価額の算定根拠の詳細
- ⑤当該大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑥当該大量買付行為が実行された後の当社及び当社関連企業グループ（以下「当社グループ」といいます。）の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑦当該大量買付行為が実行された後における当社の株主、当社グループの従業員、取引先、顧客等に対する対応方針
- ⑧当該大量買付行為に適用される可能性のある私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の蓋然性
- ⑨反社会的勢力との関連性の有無（直接・間接を問いません。）及びこれらに対する対応方針
- ⑩当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑪その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(注10) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされている者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

### (d) 大量買付行為の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

#### ①当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という観点から、買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対して、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の大量買付行為の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができます。

## ②独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①記載のとおり情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報等（追加的に提供を要求したものを含まず。）を受領した後、必要な情報が十分に提供されたと判断し、その旨を当社取締役会に伝えた日から、原則として最長60日間（但し、独立委員会の判断により、下記（e）③に記載の手續に従い、当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとし。）（以下「検討期間」といいます。）が経過するまでの間、買付者等の大量買付行為の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保及び向上という観点から当該大量買付行為の内容を改善させるために必要であれば、検討期間において、直接又は当社取締役会を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、当社取締役会に代替案等の株主等に対する提示等を要求します。

独立委員会の判断が、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとし。

買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとし。

## ③情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実、検討期間が開始した事実につきましては、速やかに情報開示を行います。

また、当社取締役会が独立委員会に大量買付行為に対する意見もしくは代替案を提示した事実又は本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、大阪証券取引所の有価証券上場規程等を遵守して情報開示を行います。

## (e) 独立委員会による勧告等の手續

独立委員会は、買付者等が現れた場合、以下の手續に従い、当社取締役会に対する勧告等を行うものとし。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①から③に定める勧告その他の決議をした場合その他独立委員会が適切と考えた場合には、当社は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項（検討期間を延長する場合にはその期間及び理由を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

### ①独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等による当該大量買付行為の内容の検討の結果、買付者等による当該大量買付行為が下記（3）「対抗措置発動の要件」に定める要件（以下「対

対抗措置発動要件」といいます。)のいずれかに該当した場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、対抗措置として本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

なお、本プランにおける対抗措置としては上記及び以下のとおり本新株予約権の無償割当てを想定していますが、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を実施することが相当と判断される場合には、当該その他の対抗措置を実施する旨の勧告がなされることもあります(以下、対抗措置に関する記載内容につき同様です。)

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、(I)本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、(II)本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日(下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。)の前日までの間は、本新株予約権を無償にて取得する旨の、新たな勧告を行うことができるとします。

- (i) 当該勧告後、買付者等が大量買付行為を撤回した場合、その他大量買付行為が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による大量買付行為が対抗措置発動要件のいずれにも該当しないか、又は、該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でなくなった場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うに際し、大量買付行為が本プランに定める手続を遵守しているか否か、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する程度、株主総会を開催する時間的猶予等の諸事情を勘案した上、独立委員会が対抗措置発動の判断をすることが困難な場合等において、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すこともできるものとします。

## ②独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等による当該大量買付行為の内容の検討等の結果、買付者等による当該大量買付行為が対抗措置発動要件のいずれにも該当しないと判断した場合、または対抗措置発動要件に該当するが対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合には、検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による大量買付行為



が対抗措置発動要件のいずれかを充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当ての勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③独立委員会が検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の検討期間の満了時まで、買付者等による当該大量買付行為の内容の評価に時間を要するなどの合理的な理由により本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合、独立委員会は、当該買付者等の大量買付行為の内容の検討・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、検討期間を30日間を上限として延長する旨の決議を行うことができます。

上記決議により検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に上記①または②の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議・株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、独立委員会の上記(e)の手続に従い行われる勧告を検討の上、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置としての本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

但し、(i)独立委員会が対抗措置発動の判断をすることが困難な場合等において、独立委員会が株主総会の承認を得るべき旨の留保を付したとき、又は、(ii)当該大量買付行為につき、下記(3)「対抗措置発動の要件」(b)ないし(e)への該当性が問題となる場合において、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上、善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断するときは、当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施に際して、実務上可能な限り速やかに株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様方の意思を確認するものとします(但し、上記(i)において実務上株主総会の開催が著しく困難な場合はこの限りではありません。)

買付者等は、本プランによる手続の開始後、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、または、株主意思確認総会が開催される場合には株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決されるまでの間、大量買付行為を実施してはならないものとします。

(3) 対抗措置発動の要件

買付者等による当該大量買付行為が以下のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると認められる場合、上記(2)「本プランに係る手続」(f)に従い、対抗措置として本新株予約権の無償割当てが実施されることとなります。

なお上記(2)「本プランに係る手続」(e)に記載のとおり、対抗措置を発動することが相当か否かについては、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

(a) 本プランに定める手続を遵守しない大量買付行為である場合

(b) 以下の行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあると判断される場合

①株券等を買占め、その株券等について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為

②当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

- ③当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (c) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に当社の株式の売却を事実上強要するおそれのある大量買付行為であると判断される場合
- (d) 当該大量買付行為の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実行の可能性、大量買付行為の後の経営方針・事業計画等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不相当であると判断される場合
- (e) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の株主、従業員、顧客、取引先等との関係その他当社の企業価値の源泉を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす大量買付行為であると判断される場合

#### (4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づく対抗措置として行われる本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

##### (a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

##### (b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、原則として、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

##### (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

##### (d) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の総数は、割当期日における当社発行可能株式総数から当社発行済株式（但し、当社の所有する当社株式を除きます。）の総数を減じた株式数を上限とします（注11）。

また、本新株予約権1個の目的である株式(注12)の数(以下「対象株式数」といいます。)は、別途調整がない限り原則として1株(注13)とします。

なお、当社は、本新株予約権の行使がなされた場合に、当該本新株予約権の新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、適用法令に従い端数の処理を行います。

(注11) 本プラン導入時の当社の発行可能株式総数は50,000,000株、発行済株式総数は14,700,000株(平成24年5月10日時点)です。

(注12) 将来、当社が種類株式発行会社(会社法第2条第13号)となった場合においても、①本新株予約権の行使により交付される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式(普通株式)と同一の種類の株式を指すものとします。

(注13) 当社が株式分割又は株式併合などを行った場合には、適宜適切な調整を行います。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(f) 本新株予約権行使の期間

本新株予約権の行使期間は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。

但し、下記(i)項②に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金額の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ) 特定大量保有者(注14)、(Ⅱ) 特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ) 特定大量買付者(注15)、(Ⅳ) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は(Ⅵ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者(注16)(以下(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができないものとします。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができないものとします（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として、下記（i）項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

- (注14) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。
- (注15) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等の開始の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めたものを含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。
- (注16) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

②当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、原則として本新株予約権1個につき、対象株式数（注17）の当社株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、原則として本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができますものとし、その後も同様とします。

（注17）当社は、対象株式数が1株未満である場合には、適用法令に従い、適切な端数の処理を行うことを予定しており、その場合、本新株予約権1個につき交付される当社株式等の数が対象株式数とは異なることがあります。

（j）その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

（5）本プランの有効期間、廃止及び変更

（a）本プランの有効期間

本プランの当初の有効期間は、本定時株主総会終結時までとされておりますが、本議案が承認された場合には、本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで延長されるものとします。

（b）本プランの廃止及び変更

上記（a）に定める有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は、②当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成24年5月10日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

5. 本プランが当社の株主の共同利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されているものです。

(2) 株主共同の利益の確保及び向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記3.「本プランの導入の目的」に記載したとおり、当社株式に対する大量買付行為が行われる際、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

当社は、本定時株主総会の終結時以降の本プランの継続につきましては、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件といたします。また、本定時株主総会において株主の皆様にご承認された場合であっても、継続後の有効期間を3年間とするサンセット条項が付されています。

さらに、上記4.（5）「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの導入及び廃止は、当社株主の皆様のご意思に基づくこととなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会又は取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、対抗措置の発動及び中止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

実際に買付者等が出現した場合には、上記4. (2) 「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該大量買付行為が当社の企業価値及び株主の共同利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を検討の上、当該判断を最大限尊重して、対抗措置としての本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会又は取締役の恣意的な判断を防止するとともに、その判断の概要については株主の皆様には情報開示をすることとされており、当社の企業価値及び株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置は、上記4. (2) (e) 「独立委員会による勧告等の手続」及び4. (3) 「対抗措置発動の要件」に記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものです。

(6) 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4. (5) の「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、買付者等が当社の株券等を大量に買い付けた場合、株主総会決議、又は、買付者等が指名し、株主総会で選任された取締役を構成員とする取締役決議により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。



## 6. 株主の皆様等への影響

### (1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に金銭の払込その他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続」(b)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

但し、当社は、上記4.(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(i)に従い、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせず、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、原則として保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

また、本新株予約権の行使や当社による本新株予約権の取得により交付される当社株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当社は、適用法令に従い金銭処理を行うことがあります。この場合にも、株主の皆様の保有する当社株式の希釈化が生じる可能性があります。この場合にも、株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

なお、当社は、新株予約権無償割当て決議がなされた後においても、例えば、買付者等が大量買付行為を撤回した等の事情により、本新株予約権に係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日までにおいては本新株予約権全てについてこれを無償で取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

#### (a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。

この場合、割当期日における当社の最終株主名簿に記録された株主に本新株予約権が無償にて割り当てられ、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるもの）とします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。

本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、権利行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権の行使に際して出資されるべき財産の価額を払込場所に払い込むことにより、原則として、本新株予約権1個につき1株の当社株式が交付されることとなります。

なお、本新株予約権を行使した者に交付する当社株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、行使期間開始日までに株式分割などの方法により予め調整を行ったり、または、適用法令に従い金銭処理を行うことなどもあります。

(c) 当社による新株予約権の取得手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。

この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することとなります。

なお、交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、適用法令に従い金銭処理を行うことがあります。

また、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以上

## 独立委員会規則

## 1. (独立委員会の設置)

独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。

## 2. (独立委員会の委員の選任)

独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役又は(iii) 有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。

## 3. (独立委員会の委員の任期)

独立委員会の委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合は、この限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合(再任された場合を除く。)には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

## 4. (独立委員会の招集)

独立委員会の各委員は、買付者等が出現した場合、その他いつでも独立委員会を招集することができる。

## 5. (決議要件)

独立委員会の決議は、独立委員会の委員のうち3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行う。

## 6. (決議事項及び責任)

独立委員会は、本プラン及び本規則に定める独立委員会の職務を行う。また、独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容及び理由を記載した書面を提出することにより当社取締役会に対して勧告する。独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

①本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施

- ②本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
- ③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

#### 7. (情報の収集等)

- ①独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書および提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に本必要情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の大量買付行為の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
- ②独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ③独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

## 独立委員会委員の氏名及び略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

本橋 一樹（もとはし かずき）氏

## 【略歴】

平成6年4月 弁護士登録（東京弁護士会）  
平成10年4月 東京弁護士会 民事訴訟問題等特別委員会 副委員長  
平成11年4月 東京弁護士会 常議員  
平成14年4月 東京弁護士会 民事訴訟問題等特別委員会 委員  
平成15年9月 住宅紛争審査会 紛争処理委員  
平成17年4月 本橋一樹法律事務所 開設  
平成17年4月 東京弁護士会 消費者問題特別委員会 委員  
平成17年10月 非常勤裁判官（民事調停官）  
平成24年4月 東京弁護士会 常議員

加藤 全彦（かとう たけひこ）氏

## 【略歴】

平成5年4月 日本タンカー株式会社常務取締役  
平成9年6月 同社監査役  
平成13年7月 アジア商事株式会社 顧問  
平成18年6月 当社監査役（現任）

川口 幸信（かわぐち ゆきのぶ）氏

## 【略歴】

平成3年3月 税理士登録  
平成5年6月 当社監査役（現任）  
平成5年8月 税理士法人川口税務会計事務所 代表社員（現任）  
平成8年8月 株式会社福岡エム・アンド・エーセンター 代表取締役（現任）

※ 上記3氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

## 当社の大株主の状況

| 株主名                        | 所有株式数     | 持株比率 % |
|----------------------------|-----------|--------|
| 有限会社ドリーム・ワークス              | 2,550,000 | 17.34  |
| 芝川 洋                       | 2,500,000 | 17.00  |
| 村木 裕                       | 1,123,000 | 7.63   |
| 大阪証券金融株式会社                 | 987,000   | 6.71   |
| エイケン工業株式会社                 | 460,000   | 3.12   |
| SOCIETE GENERALE NRA NODTT | 390,000   | 2.65   |
| ムラキ社員持株会                   | 336,498   | 2.28   |
| 岡三証券株式会社                   | 283,000   | 1.92   |
| 志茂 綾子                      | 200,000   | 1.36   |
| 高橋 重信                      | 160,000   | 1.08   |
| 中島 和信                      | 150,000   | 1.02   |
| 林 和男                       | 130,000   | 0.88   |
| ムラキ取引先持株会                  | 124,000   | 0.84   |
| 河内谷 剛                      | 102,000   | 0.69   |
| JX日鉱日石トレーディング株式会社          | 100,000   | 0.68   |

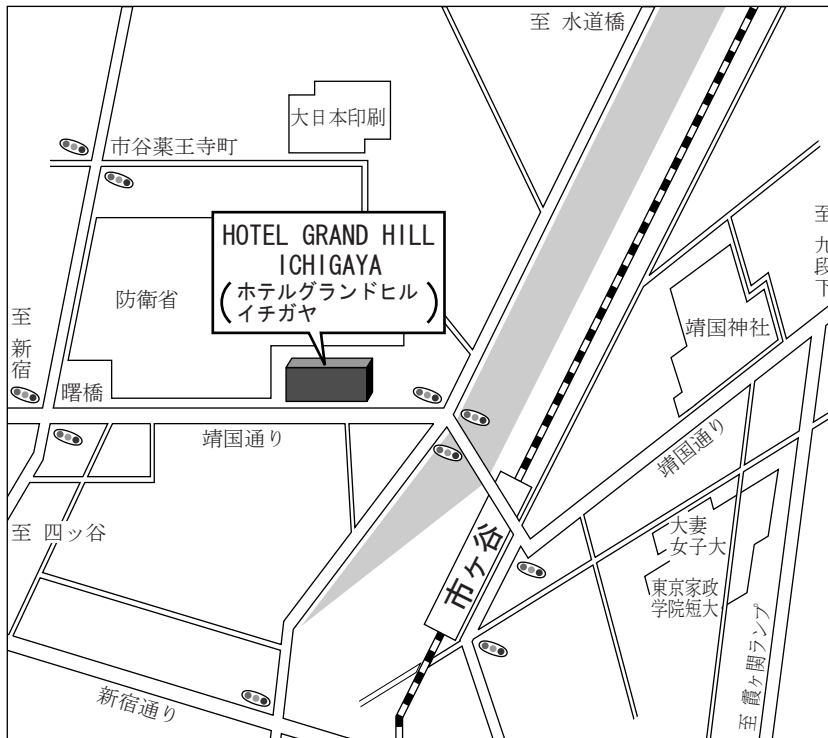
以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区市谷本村町4番1号  
ホテルグランドヒル市ヶ谷 瑠璃西  
☎ 03-3268-0111



## 交通のご案内

### 最寄駅

- JR総武線・地下鉄有楽町線・南北線・新宿線  
『市ヶ谷駅』より徒歩3分
- JR総武線・中央線・地下鉄丸ノ内線・南北線  
『四ツ谷駅』より徒歩10分